

土 木 部 工 事 共 通 仕 様 書

< 目 次 >

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1. 総 則 | 1－1 適用 |
| | 1－2 環境への配慮 |
| | 1－3 建設副産物の適正な処理 |
| | 1－4 安全対策 |
| | 1－5 土木工事における技能士の活用促進 |
| 2. 材 料 | 2－1 レディーミクストコンクリート |
| 3. 様 式 | 土木様式－1 再生資源利用計画書 |
| | 土木様式－2 再生資源利用促進計画書 |
| | 土木様式－3 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票 |
| | 土木様式－4 土壌汚染対策法等手続の確認フロー |
| | 土木様式－5 建設発生土処分申込書 |
| | 土木様式－6 建設発生土受入承諾書 |
| | 土木様式－7 建設発生土運搬車証 |
| | 土木様式－8 再生資源化等報告書 |
| | 土木様式－9 産業廃棄物処理集計表 |
| | 土木様式－10 建設発生土処理集計表 |
| | 土木様式－11 建設発生土処分実績報告書 |
| | 土木様式－12 工事予告看板 |
| | 土木様式－13 道路の交通規制について |

1. 総 則

1－1 適用

1. 適用工事

本共通仕様書は、函館市土木部が発注する請負工事（以下「工事」という。）に関し、函館市工事請負契約約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。その他本仕様書によるもの以外は、北海道建設部土木工事共通仕様書に準拠するものとする。

2. 優先事項

契約図面、特記仕様書および工事数量総括表に記載された事項は、本共通仕様書に優先する。

1-2 環境への配慮

1. 工事に伴う公害の防止

受注者は、施工時の施工に当たり、環境・建設関連法を遵守し、工事に伴う公害防止に努めるものとする。

特に、騒音規制法、振動防止法に基づく特定建設作業を実施する場合には、監督員と協議するものとする。

2. 熱帯材型枠の使用抑制

受注者は、地球環境保護の観点から、コンクリート型枠工事における熱帯材型枠の使用抑制に努めるものとする。また工事完成后、下記様式により「型枠使用量報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

型枠使用量報告書							
年度 _____							
工事名（路線名）	①型枠総使用 面積（㎡） ②+③+④	代替型枠使用面積（㎡）		④熱帯材型枠 使用面積 （㎡）	⑤代替型枠 使用率（％） ②+③/①×100	目標未達成理由 目標値⑤ 90％以上	備 考
		②非木質系 型枠	③木質系 型枠				
〇〇〇〇〇〇〇〇工事							
△△線							

※ 代替型枠の非木質系型枠とは、金属系型枠、セメント系型枠、プラスチック系型枠、樹脂系型枠等

※ 代替型枠の木質系型枠とは、複合合板型枠、針葉樹合板型枠、パーティクルボード型枠等の熱帯材型枠を除くもの

目標未達成理由

1 要求する品質が熱帯材型枠より劣る可能性があるため。

2 熱帯材型枠と比べ、コストが高いため。

3 工程・作業場の問題があるため。

4 その他

※ 目標未達成の場合は、目標未達成理由欄に1～4のいずれかの数字を入力する。
その他の場合は、備考欄に記載する。

1－3 建設副産物の適正な処理

1. 受注者は、工事着手前に「建設副産物の適正処理計画」（以下「適正処理計画」という。）を施工計画書に記載のうえ、監督員に提出し、承諾を得なければならない。

2. 受注者は、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

受注者は、上記の一連の処理の行程がわかるフロー図および搬出経路図も併せて施工計画書の適正処理計画に含め、監督員の承諾を得なければならない。

3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく特定建設資材、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」（土木様式－1）を作成し、施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

4. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から搬出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」（土木様式－2）を作成し、施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人 日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）とする。これにより難い場合、国土交通省が提供する Excel 形式の様式を活用すること。

5. 受注者は、建設発生土を搬入出する場合には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）の省令に基づき、適切に処理しなければならず、合計で500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、確認結果票（土木様式－3，－4）を作成して監督員に提出し、説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示しなければならない。

また、作成した確認結果票は工事完成日から5年間保存しなければならない。

6. 受注者は、建設発生土を搬入出する場合には、施工計画書の適正処理計画に、処理場名、土工工期、搬出量、運搬方法、運搬搬入時間、仮置きの有無および仮置き場所、運搬業者名その他必要事項を明示するとともに、搬出経路図を添付し、監督員に提出しなければならない。

また、処分場に提出した「建設発生土処分申込書」（土木様式－5）および処分場から受領した「建設発生土受入承諾書」（土木様式－6）の各写しも併せて適正処理計画に添付すること。

なお、本工事における建設発生土の処分については、函館市建設発生土指定処分場（下記指定一覧）に運搬するものとし、位置図・詳細図については、1－3－1～4に示すほか、運搬経路については、1－3－1に太線で示す道路を使用するものとする。

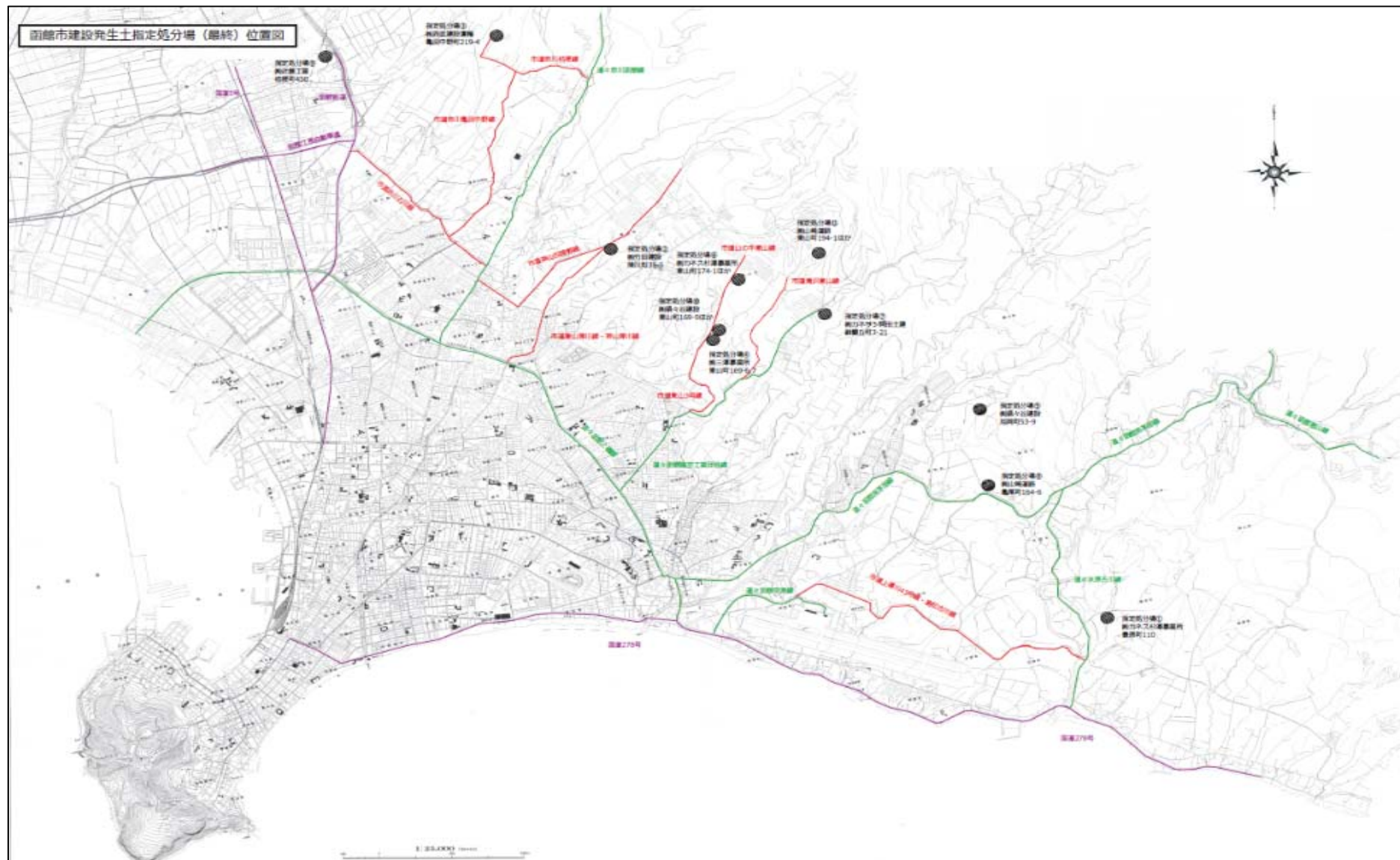
函館市建設発生土処分場（最終）指定一覧表

番号	①	②	③	④	⑤	⑥
指定処分場	株式会社 カネス杉澤事業所	株式会社 竹田建設	株式会社 西武建設運輸	株式会社 三澤事業所	株式会社 狹々谷建設	株式会社 カネス杉澤事業所
住 所	豊原町 110 番ほか	陣川町 31 番 6 ほか	亀田中野町 219 番 4	東山町 169 番 6 ほか	旭岡町 53 番 9 ほか	東山町 174 番 1 ほか
連絡先	西桔梗町 863-1 TEL：86-5573	桔梗町 592-71 TEL：49-1335	亀田中野町 219-4 TEL：47-2700	亀田本町 25-10 TEL：42-5631	高松町 575-270 TEL：57-5043	西桔梗町 863-1 TEL：86-5573
番号	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
指定処分場	株式会社 カネサン岡田土建	株式会社 山崎道路	株式会社 近藤工業	株式会社 狹々谷建設	株式会社 山崎道路	
住 所	鈴蘭丘町 3 番 21	亀尾町 164 番 6 ほか	桔梗町 450 番	東山町 169 番 9 ほか	東山町 194 番 1 ほか	
連絡先	東山町 144-8 TEL：56-1029	湯浜町 10-8 TEL：31-2925	西桔梗町 744-27 TEL：49-7692	高松町 575-270 TEL：57-5043	湯浜町 10-8 TEL：31-2925	

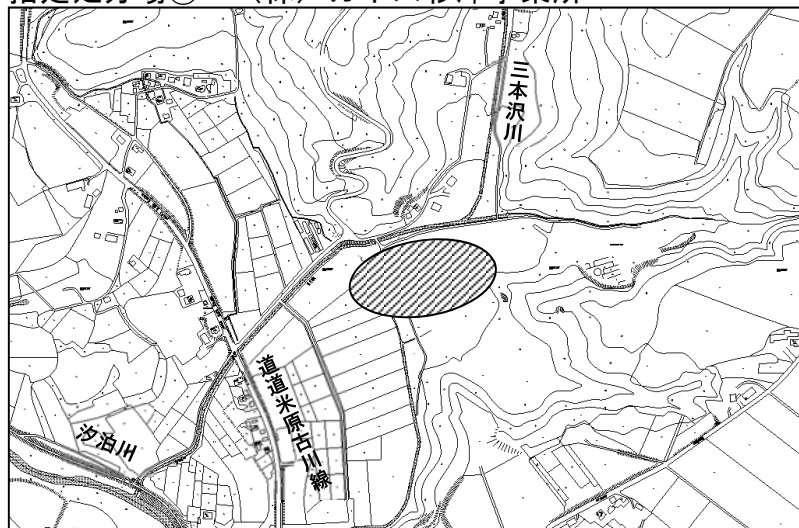
7. 受注者は、建設副産物の運搬に当たっては、道路関係法令（道路交通法、道路運送車両法、道路法等）を遵守し、騒音、振動、塵埃等の防止ならびに過積載の防止に努めなければならない。なお、建設発生土の運搬に当たっては、「建設発生土運搬車証」（土木様式－7）を各運搬車のフロントガラスに表示しなければならない。
8. 受注者は、建設副産物を一時仮置きする場合には、関係法令に基づく必要な手続きのほか、当該副産物の崩壊や降雨による流出等により、公衆災害が発生しないよう適切な措置を講じなければならない。
9. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づき、特定建設資材の再資源化等が完了したときは、「再資源化等報告書」（土木様式－8）を作成し、監督員に提出するとともに、これを保存しなければならない。

10. 受注者は、「廃棄物処理法」に基づき、適正に処理するとともに、産業廃棄物の処理が完了したときには、「産業廃棄物処理集計表」（土木様式－9）を作成し、監督員に提出しなければならない。
また、工事完成後には、当該工事現場～再資源化施設との一連の行程を示す写真を工事完成書類に添付し、監督員に提出するものとする。
11. 受注者は、建設発生土の運搬が完了したときには、処分場業者より運搬量の確認伝票を受領し、「建設発生土処理集計表」（土木様式－10）および「建設発生土処分実績報告書」（土木様式－11）とこれを確認する領収書の写しを工事完成書類に添付し、監督員に提出するものとする。
12. 受注者は、工事完成後、再生資源利用実施書（土木様式－1）および再生資源利用促進実施書（土木様式－2）を建設副産物に係る情報入力システムにより作成し、監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。

1-3-1 函館市建設発生土指定処分場（最終）位置図



1-3-2 函館市建設発生土指定処分場（最終）詳細図 1
指定処分場① （株）カネス杉澤事業所



指定処分場② （株）竹田建設



指定処分場③ （株）西武建設運輸

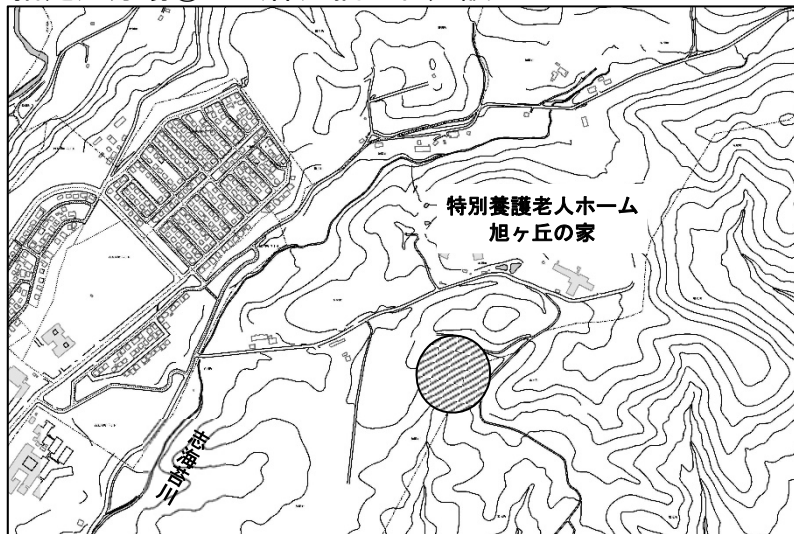


指定処分場④ （株）三澤事業所

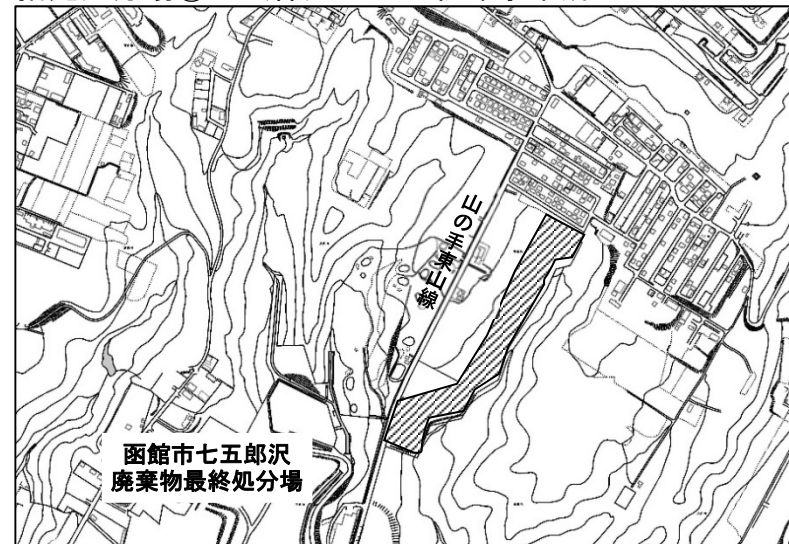


1-3-3 函館市建設発生土指定処分場（最終）詳細図 2

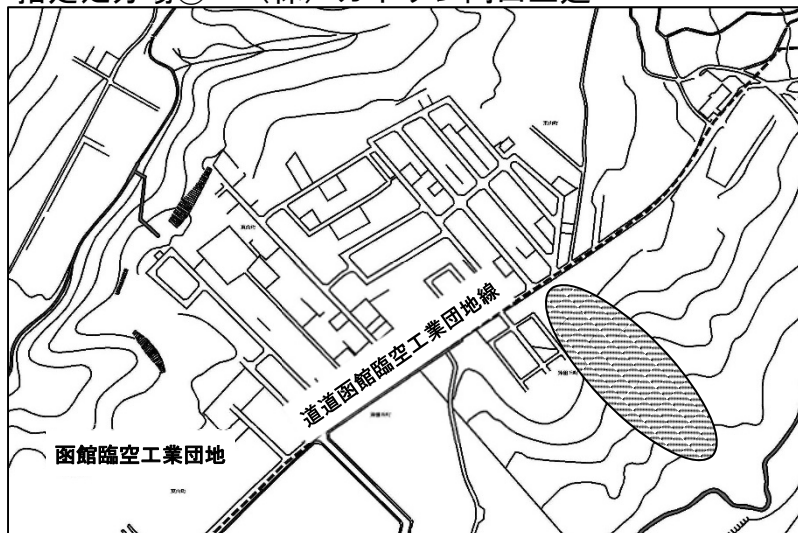
指定処分場⑤ (株) 狹々谷建設



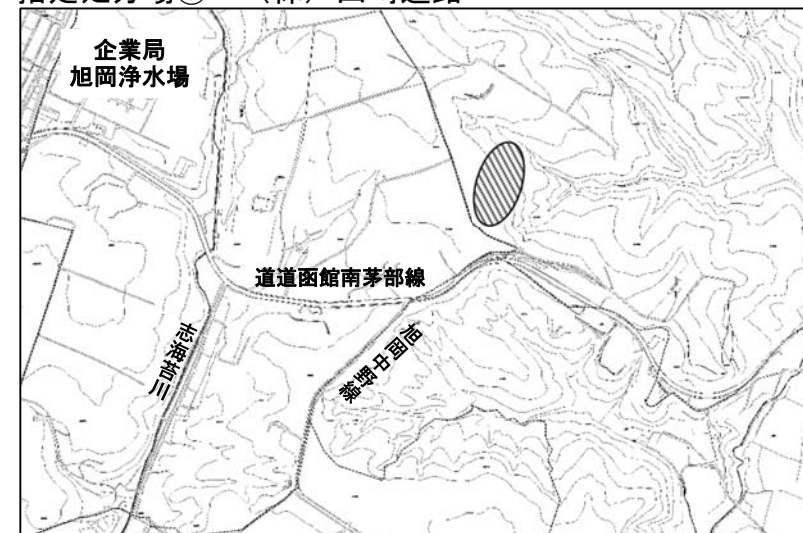
指定処分場⑥ (株) カネス杉澤事業所



指定処分場⑦ (株) カネサン岡田土建



指定処分場⑧ (株) 山崎道路



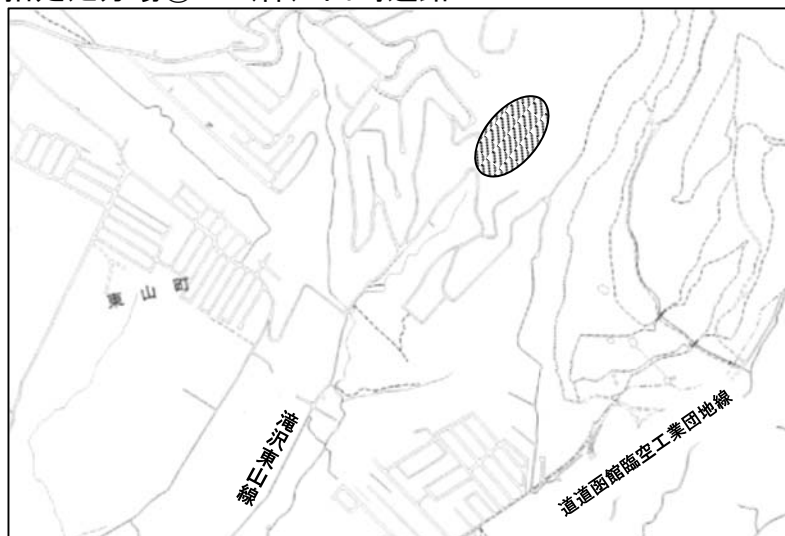
1-3-4 函館市建設発生土指定処分場（最終）詳細図3
指定処分場⑨ （株）近藤工業



指定処分場⑩ （株）狹々谷建設



指定処分場⑪ （株）山崎道路



1－4 安全対策

1. 受注者は、車両および歩行者の安全な通行を確保するため、仮歩道などの保安施設の設置を十分行うとともに、交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

また、学校や福祉施設等の周辺施設へ周知するとともに、十分協議のうえ、安全対策を行うものとする。

なお、交通誘導警備員を下請負に付する場合には、再下請負通知書を提出するものとする。

2. 受注者は、施工区間に枝道、一般住宅や駐車場などの出入口等がある場合には、通行に支障がないよう配慮しなければならない。
また、トラブルが発生しないよう十分注意し施工するとともに、作業員全員に周知徹底を図るものとする。

3. 受注者は、工事の施工に当たり、現場周辺の道路において車両通行止め等の交通規制を行う場合には、交通事故防止のため、別途案内看板（土木様式－12）を設置するものとする。

また、工事着手前に道路の交通規制に係る通知文（土木様式－13）を作成のうえ、函館市環境部清掃事業課へ速やかに提出するものとする。

4. 受注者は、施工区域に交差点やカーブ等があるなど、交通事故の発生するおそれがある場合には、監督員と協議のうえ、看板等を設置するなどのさらなる安全対策を行うものとする。

5. 受注者は、工事の施工に当たり、道路を使用する場合には、所管警察署と十分な打合せを行うものとする。

1－5 技能士の活用促進

1. 受注者は、土木工事における技能士の活用の促進を図るため、次に掲げる作業内容を有する工事について、技能士（職業能力開発促進法による1級、2級もしくは単一等級の資格を有する者）を活用する場合には、受注者は技能士であることを確認できる資料として、地域技能士会の発行する資格証明書または技能検定合格所の写しあるいは技能士手帳の写しを施工計画書に含め提出するものとする。
2. 技能士は、該当する作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。
3. 次に掲げる作業内容を有する工事について技能士を活用した場合には、工事施工成績評定の「1. 施工体制 II. 配置技術者」の考査項目にて評価するものとする。

評価対象技能士一覧表

対象職種	作業内容	工種
ウェルポイント施工技能士	ウェルポイント工事作業	地盤改良(ウェルポイント)工
型枠施工技能士	型枠組立・撤去作業	コンクリート工
コンクリート圧送施工技能士	コンクリート圧送作業	
鉄筋施工技能士	鉄筋加工・組み立て作業	
コンクリート積みブロック施工技能士	コンクリート積ブロック施工	積ブロック工
さく井技能士	さく井（井戸掘り）作業	さく井工
樹脂接着剤注入施工技能士	樹脂接着剤注入作業	コンクリート補修工
石材施工技能士	石材加工、石張り、石積み作業	石積み工
造園技能士	植栽作業	植栽工
塗装技能士	塗装作業	塗装工
とび技能士	とび作業	とび工
防水施工技能士	防水工事作業	防水工
路面標示施工技能士	路面標示作業	区画線工

2. 材 料

2-1 レディーミクストコンクリート

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、J I Sマーク表示認証製品を製造している工場で、かつ、(社)日本コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計および品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。
2. 受注者は、工事現場近くに見当たらないなど上記1により難しい場合には、J I Sマーク表示認証製品を製造している工場で、かつ、(社)日本コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計および品質管理を適切に実施できる工場から選定し、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、上記1により難しいことを証する書面を添付し、監督員の確認を得なければならない。

3. 様 式

(土木様式－１) 再生資源利用計画書

様式1・イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

表面

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)				発注担当者チェック欄		法人番号		請負会社名		建設許可の場合		解体工事業者登録の場合		会社所在地		TEL		E-mail		記入年月日		R 年 月 日		工事責任者		調査票記入者			
発注機関を選択	大分類			発注機関コード																									
	中分類																												
	小分類																												
工事名				工種を選択		工事種別コード*3		請負金額		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入		千 百 十 万 円 未満 四 捨 五 入			
工事施工場所				住所コード		工 期		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		再資源化等が完了した年月日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
工事概要等				施工案件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)																									

2. 建設資材利用計画											
建設資材 (新材を含む全体の利用状況)	左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)										
分 類	小分類	規 格	主な利用用途	利 用 量 (A)	再生資材の名称	再生資材利用量 (B)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元	施工案件	再生資材の供給元場所住所	再生資源
	コード*5		コード*6	小数点第三位まで	コード*7	小数点第三位まで		種類	内容	住所コード*4	利用率
								コード*8	コード*9		B/A × 100
特定建設資材	コンクリート			トン		トン					0 %
				トン		トン					0 %
	合計			0.000		0.000					0 %
	コンクリート及び鉄筋からなる建設資材			トン		トン					0 %
				トン		トン					0 %
	合計			0.000		0.000					0 %
その他の建設資材	木材			トン		トン					0 %
				トン		トン					0 %
	合計			0.000		0.000					0 %
	アスファルト・コンクリート			トン		トン					0 %
				トン		トン					0 %
	合計			0.000		0.000					0 %
その他の建設資材	土 砂			総量m ³		総量m ³					0 %
				総量m ³		総量m ³					0 %
	合計			0.000		0.000					0 %
	砕 石			m ³		m ³					0 %
				m ³		m ³					0 %
	合計			0.000		0.000					0 %
	その他建設資材			トン		トン					0 %
				トン		トン					0 %
	合計			0.000		0.000					0 %
	石膏ボード			トン		トン					0 %
				トン		トン					0 %
	合計			0.000		0.000					0 %
その他の建設資材			トン		トン					0 %	
			トン		トン					0 %	
合計			0.000		0.000					0 %	

(土木様式－２) 再生資源利用促進計画書

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)	
		現場内利用		減量化		搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件の内容 2-1 *12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離 km *5	搬出先の種類 コード *13	④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進量	②+③+⑤ ① (%)	
		用途 コード *10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで	③減量化量 減重 法 コード *11 小数点第三位まで								小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで			
資材廃棄物	コンクリート塊	0.000	トン	トン		搬出先1					km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	建設発生木材A (柱、梁、等寸材など本質が木材 が廃棄物となるもの)	0.000	トン	トン		搬出先2					km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	アスファルト・ コンクリート塊	0.000	トン	トン		搬出先1					km		トン	トン	0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン	トン	0.000	トン	0 %
建設廃棄物	その他がれき類	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
	建設発生木材B (柱、梁、等寸材など本質が木材 が廃棄物となるもの)	0.000	トン	トン		搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
	建設汚泥	0.000	トン	トン	トン	搬出先1					km		トン	トン	0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	金属くず	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
	廃塩化ビニル 管・継手	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
	廃プラスチック (廃塩化ビニル 管・継手を除く)	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
	廃石膏ボード	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
	紙くず	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
建設発生土	アスベスト (危険性)	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
	その他の分別 された廃棄物	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン			搬出先1					km		トン		0.000	トン	0 %
						搬出先2					km		トン		0.000	トン	0 %
	第一種 建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
						搬出先2					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第二種 建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
						搬出先2					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第三種 建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
						搬出先2					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第四種 建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
						搬出先2					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	原状土以外の正土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
						搬出先2					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
						搬出先2					km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	合計	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³								0.000	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %

(土木様式－３)

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名			
元請建設工事業業者			
作成・更新年月日		工事責任者	

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認結果

工区等	結果 区分	確認結果

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細

(土木様式－４)

土壤汚染対策法等手続の確認フロー

これまでに土壤汚染対策法等に関する手続が行われているか (土壤汚染対策法第3条・第4条・第5条・第14条関係及び都道府県等の土壤汚染に関する条例)	
Yes (土壤汚染対策法第6条第1項、第11条第1項) 手続の結果、土壤汚染対策法に基づき既に区域指定されている (区域指定の手続中を含む)	No ((1)土壤汚染対策法第4条第1項、(2)同法第3条第7項) 本工事に關して、 (1) 一定規模 (原則3,000m ² 、(2)を除く工場等における土地では900m ²) 以上の土地の形質の変更を行う予定 又は (2) 工場等で土壤汚染の調査が猶予されている土地における900m ² 以上の土地の形質の変更を行う予定はあるか
Yes 都道府県等の土壤汚染に関する条例に基づき既に区域指定されている (区域指定の手続中を含む)	No 都道府県等の土壤汚染に関する条例で規定される規模以上の土地の形質の変更を行う予定はあるか
Yes 本工事に關して、都道府県等へ土壤汚染対策法又は都道府県等の土壤汚染に関する条例に基づき、汚染土壤の区域外への搬出に関する届出を行っているか	Yes 未届の場合、届出が必要 (必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること)
No 届出が必要 (必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること)	No 届出の結果、土壤調査が必要と判断されたか
Yes ①届出済	Yes 土壤調査を実施した結果、土壤汚染対策法又は都道府県等の土壤汚染に関する条例に基づく基準に適合していたか
No ②搬出可能	No ②搬出可能

結果 区分	確認結果
(備 考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所 (Yes又はNo) を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説 (土壤汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。

(土木様式－５)

建設発生土処分申込書

年 月 日

函館市が発注する下記工事に係る建設発生土の処分の申込みをいたします。

記

１．工事名 _____

２．処分内容 最終 ・ 中間

３．予定数量 _____ m^3

４．搬入期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

事業者 住 所

名 称

代表者

代理人

連絡先 TEL _____

処分事業者 住 所

名 称

代表者

代理人

連絡先 TEL _____

(土木様式－6)

建設発生土受入承諾書

年 月 日

函館市が発注する下記工事に係る建設発生土の受入を承諾いたします。

記

1. 工事名 _____

2. 処分内容 最終・中間

3. 予定数量 _____ m³

4. 搬入期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

5. 受入時間 _____

6. 契約単価 _____ 円 (税抜き)

事業者 住 所
名 称
代表者
代理人
連絡先 TEL _____

処分事業者 住 所
名 称
代表者
代理人
連絡先 TEL _____

(土木様式－ 7)

建設発生土運搬車証

年 月 日

工 事 名

事 業 名

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

現場責任者

ナ ン バ ー

運 転 者 名

函 館 市

※A 3 判にて作成すること。

(土木様式－８)

再資源化等報告書

年 月 日

函 館 市 長 様

氏名 (法人にあっては商号または名称および代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住 所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条第１項の規定により、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称

２．工事の場所

３．再資源化等が完了した年月日 年 月 日

４．再資源化等をした施設の名称および所在地

特定建設資材廃棄物の 種類	施設の名称	所 在 地

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 円 (税抜き)

６．添付資料 (※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など)

様式１ 再生資源利用実施書

様式２ 再生資源利用促進実施書

(土木様式－ 9)

産業廃棄物処理集計表

工 事 名		廃棄物の種類	
路 線 名			

発 生 日	マニフェスト番号	発生数量 (t, kg, m3, l)	発生日集計 (t, kg, m3, l)	発生数量集計 (t, kg, m3, l)	運搬処理業者	運搬車種 (ナンバー・規格)	処分業者
合 計							

(土木様式－10)

建設発生土処理集計表

工 事 名					建設発生土 の種類	第 種建設発生土
路 線 名						

発 生 日	伝票番号	発生土量 (m3)	発生日集計 (m3)	発生土量集計 (m3)	運搬処理業者	運搬車種 (ナンバー・規格)	処分場
合 計							

(土木様式-11)

建設発生土処分実績報告書

年 月 日

函 館 市 長 様

氏名 (法人にあっては商号または名称および代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住 所

建設発生土の処分が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 建設発生土処分が完了した年月日 年 月 日

4. 建設発生土を処分した施設の名称, 所在地および数量

番号	施設の名称	所 在 地	数量 (m ³)
1			
2			
3			
4			

5. 建設発生土処分に要した費用 円(税抜き)
契約単価 円(税抜き)

6. 添付資料 領収書

(土木様式－12)

(例)



(土木様式-13)

年 月 日

函館市環境部長 様

施工業者名
代表者

道路の交通規制について

工事の施行に伴い、下記のとおり交通規制を行うことをお知らせいたします。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 内 容

3. 工 事 箇 所 函館市

4. 工 事 期 間 年 月 日～ 年 月 日

5. 交通規制の内容 (記載例) 通行止め 10 時～16 時

6. 交通規制の期間 年 月 ～ 年 月 (予定)

7. 発 注 者 函館市 部 課

8. 受 注 者

9. 添 付 書 類 施工位置図, 工事工程表 各 1 部

10. 連 絡 先